

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○災害救助法の適用 (地域福祉政策課) <7・11揭示>	1

告 示

高知県告示第573号の2

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により被害を受け、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要としている次の地域に対して、平成30年7月8日から災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する。

平成30年7月11日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

適用地域
大月町